

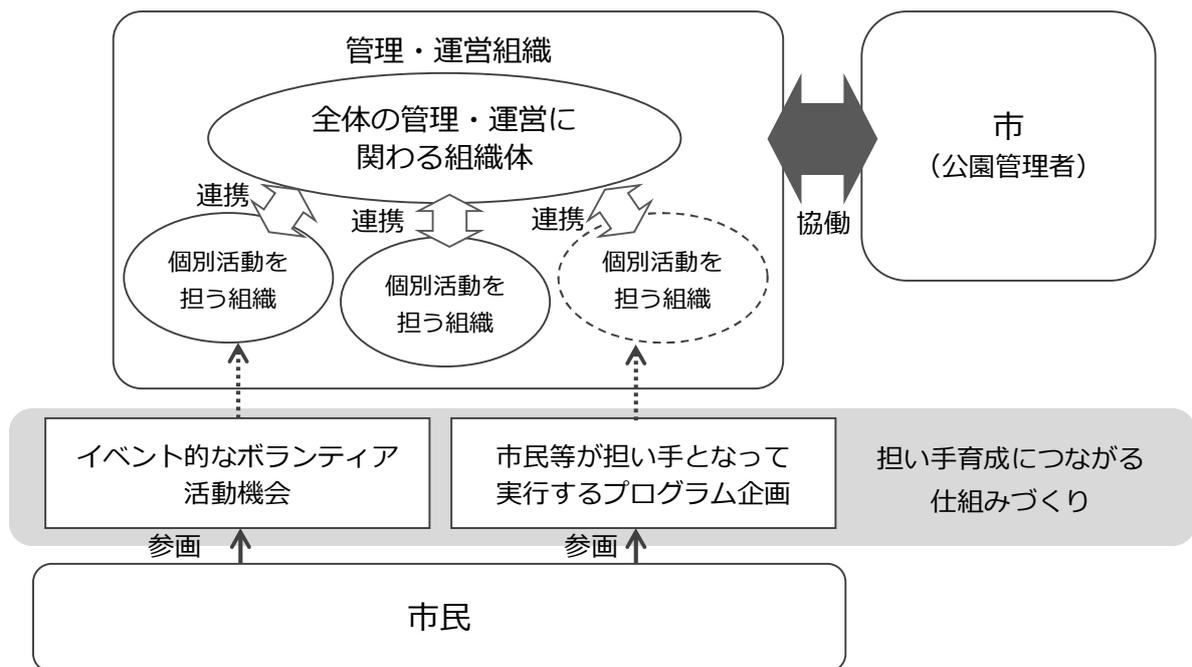
基地跡地公園・シンボルロードに関する 管理・運営の考え方について

1. 基本的考え方

- 基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」における市民参加・協働の一連のプロセスを踏まえ、市民等を交えて供用開始前の段階から利用方針、ルール等を検討し、供用開始後も市民等が主体的に管理・運営を担っていく「使いながらつくる、つくりながら考える」方式を公園・シンボルロードの管理運営においても展開していくことを基本とします。
- ただし、諸事情により市民等が主体的に管理・運営を担うことが困難な場合には、市民等の意見を聴きながら、他の都市公園等と同様に市の直営による管理・運営や指定管理者制度の導入等を検討するものとします。

2. 市民協働

- 「使いながらつくる、つくりながら考える」方式を基本に、市民等と市が協働で公園・シンボルロードの管理運営を行っていくため、公園・シンボルロード全体の管理・運営に関わる組織体と、公園・シンボルロード内で行われる個別活動（例：プレーパーク等）を担う組織が連携し、市（公園管理者）や地域と連携する体制を目標とします。
- より多くの市民が公園・シンボルロードの管理・運営に関わることのできる機会を増やすことで、担い手を育成していくため、イベント的に参加可能なボランティア活動の機会を設けることや、市民等が担い手となって実行するプログラムの企画を募集・実施する仕組みづくり等を検討します。



市民協働のイメージ（例）

3. 民間活力との連携

○公園・シンボルロードの魅力や価値を高めていくため、公共性の確保を前提としつつ、必要に応じて民間活力を活用した施設の整備、管理・運営を検討します。

民間活力を活用する取組例	活用を検討する制度例
カフェ等の施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法に基づく設置許可・管理許可 ・Park-PFI 制度
公園・シンボルロードの管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度

○民間活力の具体的な導入手法として、次の方策を検討し、実現をめざします。

- 1) 市民主体の管理・運営組織について、公園の一部エリアの指定管理者を担うことができる法人化（NPO法人等）をめざす
- 2) 民間が運営する収益施設を誘致し、収益の一部を公園整備、市民主体の管理・運営活動に還元する仕組みを構築する

（想定する導入エリア）

中央広場、市道 643 号線に沿ったエリア（カフェ、コンビニ等）

朝霞の森、公園南側の樹林地等（バーベキュー施設等）

<参考事例>

収益施設の設置・管理		
公園名	施設概観	制度等
東京都豊島区 南池袋公園 レストラン		管理許可 建物整備：豊島区 内装、運営：民間事業者 運営事業者は、建物使用料を区に納めるほか、売上げの0.5%を地域還元費として、地域主体の運営組織に寄付 建物には、トイレ、区の防災備蓄庫を併設
長野県小諸市 大手門公園 「駐車場カフェ」	 <small>(出典：NPO こもろの杜ホームページ)</small>	指定管理者制度、管理許可 整備段階のワークショップメンバーが NPO を立ち上げ、「市民ガーデンエリア」の指定管理者として管理運営を受託

収益施設の設置・管理		
公園名	施設概観	制度等
富山県 富岩運河環水公園 スターボックス		設置許可、管理許可 県は土地使用料として年間7,300円/㎡を設定(スターボックスからは230万円程度を收受) ただし、公園の整備、管理運営に充当する特定財源化までは行っていない※ ※参考文献:「都市の骨格を創りかえるグリーンインフラー緑地への投資効果を探る」(平成29年4月 日本政策投資銀行)
横浜市 小菅ヶ谷北公園 バーベキュー 施設	 (出典:株式会社ハローフィールドホームページ)	指定管理者制度、管理許可 市から指定管理業務を受託した事業者が、専門の事業者によるバーベキュー施設運営を委託 収益の一部を公園利用者等に還元(詳細は、公園管理者と指定管理者の協議により決定)

イベント等による活用	
公園名	制度等
東京都豊島区 池袋西口公園 活用協議会	<p>社会実験協定(区⇄協議会) 使用許可、許可(区⇄イベント主催者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人池袋西口公園活用協議会は、パークマネジメントによって地域の魅力を発信することなどをめざし、地域団体(町会、商店街等)、企業(百貨店・鉄道事業者等)、行政等により構成 ・区は、活用協議会が社会実験協定を締結 ・活用協議会は、イベントの企画申し込みに対する内容の審査、実施サポートを実施 ・イベント主催者から活用協議会に支払われた協賛金を公園のハード・ソフト整備に充当 <div data-bbox="555 1550 1391 2020" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[豊島区] <--> 社会実験協定 B[池袋西口公園活用協議会] B --> パークマネジメント C[池袋西口公園] C --> 公民連携による管理運営 A D[イベント主催者] --> 協賛金 B B --> 協賛金は公園のハード・ソフト整備に充当 C B --> 事業実現に向けた支援・サポート A A --> 占有使用許可等 D </pre> </div> <p>(出典:池袋西口公園活用協議会ホームページ)</p>

4. 今後の進め方

- シンボルロードの第1期整備に着手する平成30年度以降、すみやかにシンボルロードの第1期整備区域の管理運営について市民等の意見を伺う組織体を発足させます。
- 組織体における話し合い等を踏まえて、シンボルロードの第1期整備が完了する平成32年春に向け、利用方針、ルール等を検討するとともに、市民等が関わる管理・運営体制の構築を目指します。
- シンボルロードの第1期整備が完了する平成32年春に向け、市民の関心を高めていくため、組織体等を通じて市民等からの提案をいただきつつ、公園・シンボルロードの愛称募集、広場を使ったプレ・イベントの開催等の取組を進めます。
- 市民等が関わる管理・運営の取組は、平成32年春以降の活動状況や活動する市民の意見等を反映して随時見直ししながら進めていくことを前提に、シンボルロード第2期整備及び公園第1期整備において、民間主体の管理・運営組織の法人化、民間活力を活かした収益施設導入の実現に向けた検討を進めます。

